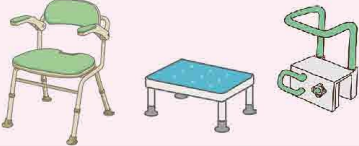




介護保険が適用される特定福祉用具 (購入対象)

介護保険の認定を受けている方は、下記6種の特定福祉用具がご購入いただけます。

年間10万円を上限として1割若しくは2・3割の自己負担

| 種目 | 機能又は構造等 |
|---|---|
| 腰掛便座 (ポータブルトイレ)  | 次のいずれかに該当するもの ●和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (腰掛式に交換する場合に高さを補うものを含む) ●洋式便器の上に置いて高さを補うもの ●電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ●ポータブルトイレ・水洗いポータブルトイレ (ただし、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないもの) |
| 入浴補助用具  | 座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの ●入浴用椅子 ●浴槽内椅子 ●入浴台 ●浴槽内すのこ ●浴槽用手すり ●入浴用介助ベルト ●浴室内すのこ |
| 移動用リフトのつり具の部分  | 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの |
| 自動排泄処理装置の交換可能部品  | 次の条件を全て満たすもの ●レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるもの ●尿又は便が自動的に吸引され、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの |
| 簡易浴槽  | 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの |
| 排泄予測支援機器  | 膀胱内の尿の溜まり具合を可視化するとともに、排尿タイミングを知らせる機器。採用にあたっては対象者の判断方法、リスクアセスメントの対応、ヒヤリハット情報の収集・提供に留意すること。 |

※特定福祉用具は都道府県の指定を受けた、指定事業者から購入する必要があります。

※購入サービス支給対象者は、介護保険の要支援1～要介護5と認定された、在宅サービス利用者です。

※支給限度額は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間で、10万円(税込)まで。支給限度額を超えた額については、全額自己負担となります。

※同一種目の特定福祉用具の購入は原則できませんが、用途及び機能が異なる場合・破損した場合・介護の程度が著しく高くなった場合など、例外的に購入可能な場合があります。

※詳しくは、お住まいの自治体の介護保険窓口、地域包括支援センター、又はケアマネジャーにお問い合わせください。

介護保険が適用される住宅改修

介護保険の認定を受けている方は、下記住宅改修工事ができます。

20万円を上限として1割若しくは2・3割の自己負担

介護保険が適用となる住宅改修

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
4. 引き戸などへの扉の取り替え
5. 洋式便器などへの便器の取り替え
6. その他 (1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修)



※施行前の申請が前提ですが、やむを得ない事情がある場合には、工事終了後に申請可能です。

※住宅改修費の給付は、生涯で20万円まで。転居や要介護状態区分が重くなった場合(3段階上昇時)は、再度20万円までの支給限度基準額が設定されます。

※住宅改修工事の利用方法は市区町村により異なる場合があります。

※詳しくは、お住まいの自治体の介護保険窓口、地域包括支援センター、又はケアマネジャーにお問い合わせください。

申請に必要な書類

事前申請に必要な書類

1. 支給申請書
2. 工事費見積り書 (複数事業所からの見積り提出を促進)
3. 住宅改修が必要な理由書
4. 住宅改修後の完成予定の状態で分かるもの (日付入り写真又は住宅の間取り図など)

事後申請に必要な書類

5. 住宅改修に要した費用に係る領収書
6. 工事費内訳書
7. 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類 (便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの)
8. 住宅の所有者の承諾書 (住宅改修した住宅の所有者が当該利用者でない場合)